

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

1) 本屋

本屋の保存状況は概ね良好であるが、平成28年熊本地震による微小なひび割れが土壁の入隅に見られるものの、深刻な損傷を受けるには至っていない。これは平成13年の平成大修理の過程で施された構造補強が効果的に地震力を負担し、八千代座本体の構造軸部に被害が及ぶことを防いだためであると考えられる。また伝統的な木造の劇場建築としては、観劇の障害となる客席中央部分の柱がない大空間の八千代座は、それだけ屋根も大きく台風など風圧力の影響も大きい。平成の大修理以来、屋根瓦の損傷は比較的少ない。しかし、瓦止めの目地漆喰に劣化がみられ、棟廻りはかなり剥落が進んでいる。このほか漆喰塗りの土壁は雨水の滲み跡が多数みられ、屋根の谷部分や軒先が浅く雨水が侵入しやすい部分に雨漏み集中している。

また、内部の床面は清掃が行き届いており現在のところ管理面では問題がないと思われるが、使用頻度の高い舞台では床板に擦れや、入口正面の板張りには長年の来館者の出入りのための摩耗や直接風雨にさらされることによる風蝕がみられる。外部では、雨樋の錆や外壁腰回りの雨掛かりの土壁に浮きやひびがみられ、雨水による影響が大きい。このほか舞台廻りの照明や音響などの設備機器類については、定期的に点検を行い舞台公演に支障が出ないように細心の注意を払っている。

2) 東便所及び渡り廊下

桁行3間、梁間2間、切妻造、棟に臭気抜き小屋根付き、棧瓦葺き(目板瓦)の一棟が渡り廊下で本屋と接続している。欄間部分が吹抜で風雨が降込みやすく、また外部腰壁で漆喰壁の雨掛かり部分に浮きや劣化が見られる。

3) 附指定

・土堀(二棟)

東堀：本屋東方7.8m、棧瓦葺き。

西堀：本屋東方10.7m、棟門一所を含む、棧瓦葺き。

この東西堀の内、棟門控柱の掘立て部分が土中埋設のため柱脚の腐食が甚だしい。

・棟札(一枚)

明治四拾三年十月十七日上棟式執行の記がある、小屋裏に安置。

・獅子口(一对)

各明治四拾三年十月製の籠書がある、建物内の解説展示に活用。

・奉納扁額

明治四十四年一月吉日開業式の記がある、木戸の表口広間上部壁に安置。

(2) 管理状況

管理は、山鹿市が保護に係る予算措置、方針・計画の策定など行い、日常管理業務は指定管理者が行っている。

区 分	名 称	管 理 内 容
所有者	山鹿市	保護に係る予算措置、方針・計画の策定 法の規定する手続（申請・届出） 保護に必要な修理・整備の実施
指定管理団体	一般財団法人 「山鹿市地域 振興公社」	日常管理業務 ・普及公開、活用に係る業務 ・施設及び設備の維持管理それに係る小規模修繕（各 種設備保守点検は外部業者へ委託）

2. 保護の方針

計画区域内の各重要文化財（建造物）について、以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。附指定された建造物及び山鹿市有形文化財についても、これに準拠した方法により保護の方針を定める。

また、部分及び部位の設定は「重要文化財（建造物）保存活用計画の作成要領」（文化庁）に示された標準的な区分に従った。

（1）部分の設定と保護の方針（保存部分・保全部分・その他の部分）

屋根・壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、以下の標準区分に準じて「部分」を設定して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

ア）保存部分

文化財として価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準 1 または 2 に該当する部位により構成される部分。

1) 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。

イ）保全部分

維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準 3 又は 4 に該当する部位により構成される部分。

内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用（もっぱら住居等の用に供するために必要な部分など）及び補強等のために改変が許される部分に限る。

文化財の価値を有している部分で、利活用上の変更を要する部分については、部位設定では文化財価値に応じて基準 1 又は 2 とするが、部分設定を保全とする場合もある。

ウ）その他の部分

活用又は安全性の向上のために、必要な手続きを経たうえで、改変が許される部分で、主として、後述する部位の基準 4 又は 5 に該当する部位により構成される部分。

(2) 部位の設定と保護の方針

ア) 部位の設定 (巻末 部分部位の設定表による)

前項で設定した各部分について、一連の部材等 (室内の壁面、床面、天上面、窓及び窓枠等) を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

- 1) 基準 1 : 材料自体の保存を行う部位
- 2) 基準 2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 3) 基準 3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位
- 4) 基準 4 : 意匠上の配慮を必要とする部位
- 5) 基準 5 : 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

1) 基準 1	当初の仕様と考えられる部位 (材料自体の保存を行う)	現状に対して厳密に保護と保存を行う。 当初の部材から形式や材料を保持して改修を行った後補材についても、当初材と同等の価値があるものとして取り扱う。
2) 基準 2	当初の仕様と考えられる部位 (材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う。)	定期的に取り替えが必要になる部位。例えば、土壁、建具 (ガラス・襖紙) など。ただし、この部位についても極力保存に努め、特別なガラスや襖紙は破棄せずに保管する。
3) 基準 3	1 意匠上の配慮をしつつ変更されている部位 (主たる形状及び色彩を保存する。)	修理に合わせた復原整備を検討する。
	2 意匠上の配慮をしつつ変更されている部位 (構造耐力を保持する。)	耐震補強のための部材の取り替えは同等の耐力を保持するものとする。
4) 基準 4	後に付加、改変されている部位 (意匠上の配慮を必要とする。)	保存活用上不要な部位は、修理に合わせた撤去を検討する。
5) 基準 5	所有者等の自由裁量に委ねられる部位 (基準 1 ~ 4 以外の部位)	活用のために付加されている部分。

3. 管理計画

(1) 管理の体制

山鹿市が管理する。

担当課 山鹿市教育委員会文化課

電話番号 0968-43-1651

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

1) 清掃・整頓に関する事項

管理職員による毎日の清掃・整理整頓のほか、清掃員による室内清掃・メンテナンスを行う。

2) 日照・通風の確保に関する事項

管理職員により、雨天を除き全室の窓開閉を毎日行う。

3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

管理職員による定期点検により、必要に応じ防蟻・防虫処理を行う。

4) 風水害に関する事項

管理職員により通常点検を行う。台風接近前は、防災情報の収集・共有に務め、雨戸等外部建具の飛散防止の点検、風雨の侵入防止策、台風通過後の破損個所有無の点検を行う。また集中豪雨、線状降水帯の接近及び通過後についても同様の準備、点検を行う。

イ 建造物の維持管理

部位設定基準 4 又は 5 に該当するもののうち補修や設備の更新で、基準 1、2 に影響を及ぼさないものは維持管理行為とし、修理届を要さないものとする。

修理届を要さない小規模な修繕等、管理のための行為の内容について、下記の通り区分別に示す。補修・設備の更新等を行う場合、所有者である山鹿市は修繕方法等について十分に検討し、修繕記録を取り、今後の保存修理の参考とする。

外部

1) 基礎外構

- ・礎石と柱の密着状況、土台部分の虫害およびカビの発生有無の点検。隙間が発生した場合の詰物による修繕。
- ・周辺植栽、芝張などの剪定、草刈、消毒等樹木の手入れ。

2) 軒回り床下

- ・軒回り破損箇所の点検。
- ・蜂の巣の除去など、来訪者に対する危害の防止。

3) 壁

- ・土壁の上塗り、漆喰壁の亀裂、剥落の点検。1.0 m²未満の補修。修理には剥落物を使用する。
 - ・板壁の損傷点検。1.0 m²未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1 m²未満。
- なお、上記の壁の修繕頻度は1年に1回程度を想定している。

4) 屋根

- ・雨漏り、瓦の割れ、欠けの点検。1.0 m²未満の屋根瓦の差し替え。
- ・目地漆喰の剥落の点検。1.0 m²未満の部分修理。0.5 m²未満の目地漆喰塗替え。
- ・雨樋の劣化、錆、取付け状況の確認。1.0m未満の補修、塗装。

なお、上記の屋根の修繕頻度は1年に1回程度を想定している。

5) その他

- ・窓廻り木部の腐朽、塗装剥離の点検、正面看板の錆、固定状況等の点検、太鼓櫓の木部腐朽の点検。1.0 m²未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1 m²未満。

なお、上記のその他部分の修繕頻度は5年に1回程度を想定している。

内部

1) 壁

- ・土壁の上塗り、漆喰壁の亀裂、剥落の点検。0.1 m²未満の補修。修理には剥落物を使用する。
- ・板壁の損傷点検。1.0 m²未満の修繕、但し材の取替を伴う場合、0.1 m²未満。

なお、上記の内壁の修繕頻度は1年に1回程度を想定している。

2) 奈落

- ・たたきのひび割れ、凸凹の確認。0.1 m²未満の補修。修繕頻度は1年に1回程度を想定している。

3) 床

- ・張板の浮きの点検。1.0 m²未満の修繕。但し材の交換を伴う場合は、0.1 m²未満。修繕の頻度は5年に1回程度を想定している。
- ・物の引きずりによる傷付き注意と重量物の持込制限。
- ・畳の劣化、破損の点検。畳表の張替え。畳床取替の場合は3.3 m²未満。

4) 木部

- ・虫害の点検。1.0 m²未満の修繕。但し材の交換を伴う場合は、0.1 m²未満。修繕の頻度は5年に1回程度を想定している。

5) 建具

- ・板戸、障子戸、雨戸の点検。戸車の交換。
 - ・戸車の交換はオリジナルがある場合は同材での交換に限る。オリジナルがない場合は任意の材を用いる。立て付けの調整及び障子紙の張替は、軽微にもあたらない。
- なお、修繕の頻度は5年に1回程度を想定している。

6) 金具類

- ・錆発生点の点検。錆取り、磨き。

7) 照明器具等

- ・電気配線の点検。
- ・電球及び蛍光管など照明器具類の取替。

ウ 保存部材等の保管

八千代座の建築に関する史料や小道具などの諸資料、また修理に伴って取り外された古材等の内、当初材や修理履歴の分かる部材等については、保存条件の整った施設に保管し、原則として保存する。

ただし、保存部材以外の部材を処分する場合は、文化庁と協議を行う。また、これらの資料や古材等については名称、員数、保管場所等を記した目録を整理する。

なお、平成大修理の際に保存が必要と判断された屋根瓦等の古材については、引き続き保存、整理の対象とする。

4. 修理計画

(1) 当面必要な維持修理等の措置

ア 瓦屋根目地漆喰の修繕

・瓦葺大屋根の棟廻り、降り棟、軒廻りなどの目地漆喰修繕。

イ 外壁等の改修

・北面、西面の漆喰塗り外壁の損傷部修繕。

ウ 内部の改修

・漆喰壁ひび割れの修繕。

エ 床面の改修

・畳表等の取替え

オ 西非常門・塀の控柱腐食部取替え

西非常門及び塀の控柱は、平成大修理の際に控柱の基礎について調査した結果、礎石が確認されなかったため、掘立て柱形式であったと判断される。控柱根元の腐朽部分取替えについては、台風などによる倒壊防止のため、腐朽部分は新材と取替え、旧材の根元を金輪継ぎに仕口加工し根継ぎを行う。

(2) 今後の保存修理計画

(修理の基本方針)

重要文化財の価値を損なわないことを第一とする。

必要以上に部材の取替えは行わず、現状の部材を保存し繕いに努めることとし止むを得ない場合にのみ取替えとする。また取替材の内、当初材や修理履歴の分かるもの、材料や技法に特徴のあるものは、原則として保管する。

修理工事の予算が単年に集中しないよう計画的な修理に努める。

芝居小屋の特性を基本とした保存と活用の調和を図る。

(修理の概要、項目等)

以下の修理項目について、緊急度を勘案し年次計画を立て実施する。

・屋根

- ・ 太鼓櫓
- ・ 正面トタン製看板
- ・ 雨樋
- ・ 外壁
- ・ 東便所外壁の腰壁設置
- ・ 北面1階・2階の窓上の小庇取付け及び俳優部屋 楽屋 の漆喰補修
- ・ 2階喫煙室外側に雨戸の新設
- ・ 表口に仮設スロープの設置
- ・ 奈落の束石取替え
- ・ 舞台・舞台廻りの古色付再塗装
- ・ 客席上部シャンデリアの耐震補強
- ・ 1階及び2階床の畳替え、又は表替え
- ・ 内部壁
- ・ 2階棧敷席入口付近壁の漆喰補修
- ・ 内部天井
- ・ 構造部（トラス補強材のひび割れ他）などの軸部
- ・ 1階及び2階の雨戸取替
- ・ 2階棧敷席の朱漆塗手摺の塗替え、補修
- ・ 東側中庭への仮設踏み台設置
- ・ 東便所の便器復旧について
- ・ 設備関係、機器類の更新
- ・ 受変電設備
- ・ 舞台照明・舞台音響
- ・ 避難照明
- ・ 避雷設備
- ・ 空調設備
- ・ 給排水衛生設備
- ・ 消火設備、放水銃、消火栓
- ・ 消火ポンプ、タンク

（今後の建物復元）

- ・ 「旧事務所」および「賄場」の復元

第2次八千代座整備構想（平成19年3月策定）（162頁に掲載）によると、「旧事務所」は木造2階建・棧瓦葺きで建築面積が約48㎡、「賄場」は木造平屋建・棧瓦葺きで建築面積が約47㎡、渡り廊下が約8㎡である。八千代座の完全復元に向け、「旧事務所」と「賄場」の復元については、調査費を計上し復元事業を進めるものとする。